

セクション 8 その他の保証業務～四半期レビューと内部統制監査等～

※ 四半期レビューの報告論及び特別目的の財務諸表の監査を除き、基本的に法令基準集には掲載されていません。したがって、これらの範囲は他の範囲と比べて相対的に暗記が重要になります。が、考える力を問う論文式試験では出題の可能性は低くなっています。

〈Q8-1〉 四半期レビューの目的について、四半期レビュー基準（企業会計審議会）にしたがって述べるとともに、年度の財務諸表監査の目的との違いを明らかにしなさい。（最も重要）

【解答例】（P289）

- ・ 四半期レビューの目的は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。
- ・ 四半期レビューにおける監査人の結論は、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではないという違いがある。

☞ワンポイントアドバイス！

暗記必要です。なお、監査証明府令第4条第17項第1号が暗記の手助けになります。

〈Q8-2〉 〈Q8-1〉の目的の違いから、①実施する手続、②結論の報告形式がどう異なることになるのか、四半期レビューと年度の財務諸表監査とを比較して明らかにしなさい。（最も重要）

【解答例】（P288、P289、P291、P296）、論文対策問題集 5-1-1

- ・ Q8-1の目的の違いから、おのずと①実施する手続、②結論の報告形式が異なることになる。
- ・ すなわち、両者の目的の違いから、①実施する手続について、四半期レビューでは、質問及び分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定し、基本的に、年度の財務諸表監査において実施される内部統制の運用評価手続、実査、立会、確認、証憑突合といった実証手続の実施は要求されない。一方、年度の財務諸表監査では、特段監査手続に制限はなく、十分かつ適切な監査証拠を入手するために監査人が必要だと判断した監査手続は必ず実施しなければならない。
- ・ なお、四半期レビューでは、通常質問や分析的手続の裏付けとなる証憑を入手するための実証手続は要求されないことから、経営者等に的確な質問を行うとともに業種等の特性等を踏まえたきめ細やかな分析的手続を実施することによって、監査人の結論の基礎を得なければならない。
- ・ また、両者の目的の違いから、②結論の報告形式も、異なることになる。すなわち、両者の保証水準が同一水準にあるといった利害関係者の誤解を防ぐために、四半期レビューでは、財務諸表が企業の状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかという消極的形式により結論を表明するのに対して、年度の財務諸表監査では財務諸表が企業の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかという積極的形式により意見を表明する。

☞ワンポイントアドバイス！

四半期レビューにおいても、①四半期レビュー計画の策定、②四半期レビュー手続の実施、③四半期レビューの結論の形成という流れは年度の財務諸表監査と同じです。

＜Q8-3＞ 四半期レビューにおいて、関係書類の閲覧等の追加的な手続の実施が必要となるケースを列挙しなさい。

【解答例】（P292）

四半期レビューにおいて、関係書類の閲覧等の追加的な手続の実施が必要となるケースは次の2つである。

- (1) 質問や分析的手続等の四半期レビュー手続を実施した結果、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合
- (2) 質問した結果、四半期財務諸表について、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合

＜Q8-4＞ 四半期レビューの重要性の基準値は、年度監査に係る重要性の基準値を踏まえて、どのように決定するか、理由と併せて簡潔に述べなさい。（重要）

【解答例】（P288、P295）

（結論について）

- ・ 四半期レビューの重要性の基準値は、**年度監査に係る重要性の基準値を上限として決定する。**

（理由について）

- ・ なぜなら、四半期レビューにおける重要性の基準値が年度監査に係る重要性の基準値を超えると、年度監査において重要であると判断すべき取引や勘定残高が、四半期レビューにおいて重要ではないと判断された結果、**四半期レビューの検討対象から外れてしまう可能性がある。**
- ・ そのため、**年度監査において各四半期の取引や勘定残高について行うべき監査手続を適時にかつ効果的に実施することを計画することができない、又は、年度監査において検討すべき重要な着眼点等を四半期レビューにおいて事前に十分に検討できないこととなる。**
- ・ このように、四半期レビューにおける重要性の基準値が年度監査に係る重要性の基準値を超えてしまうと、年度監査と**四半期レビューとを適切に組み合わせて一体的に実施することで、監査を効果的かつ効率的に実施するという目的が達成できないこととなる**（P288(3)参照）。

＜Q8-5＞ 年度の財務諸表監査では必要とされないが、四半期レビューにおいて理解することが求められる内部統制がある。その内容について簡潔に述べなさい。

【解答例】（P290）

- ・ 四半期レビューにおいて理解することが求められる内部統制とは、**四半期財務諸表の作成に係る内部統制**である。
- ・ すなわち、四半期財務諸表の作成にあたってはその適時性の要請の観点から、**四半期特有の会計処理（※1）、あるいは簡便的な会計処理（※2）が認められている。**
- ・ このように、年度と異なる処理が認められていることから、**四半期財務諸表の作成に係る内部統制が、年度の財務諸表の作成に係る内部統制と異なる可能性がある。**
- ・ したがって、監査人は四半期財務諸表の作成に係る内部統制についても十分に理解する必要があるとされる。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ （※1）特有の会計処理には、例えば、年度の見積実効税率を用いた税金費用の計算があります。
- ・ （※2）簡便的な会計処理には、例えば、実地棚卸の省略や、減価償却方法に定率法を採用している場合に、四半期では年度に係る減価償却費を期間按分する方法を採用することなどがあります。

＜Q8-6＞ 四半期レビューにおける継続企業の前提の検討について、前会計期間末（第 1 四半期であれば前期末、第 1 四半期以外は直近の四半期会計期間末）において、次のような状況であった場合、監査人に求められる対応について簡潔に述べなさい。なお、監査人が少なくとも検討の対象としなければならない経営者の評価及び対応策の範囲についても言及すること。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、かつ、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合
- (2) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していたが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかった場合、あるいは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していなかった場合（が、当四半期末に新たに継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合）

【解答例】（P292、P293）、論文対策問題集 5-1-2

（(1)について）

- ・当四半期末までの事象又は状況の**変化**、並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の**変更**を質問する。
- ・これらのいずれにおいても大きな変化がない場合には、前会計期末における開示を踏まえた開示が行われているかどうかを、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して検討する。なお、この場合、少なくとも、経営者の評価については当期末まで（＝当初 1 年から徐々に四半期ごとに 3 カ月分ずつ減少）、対応策は翌四半期会計期間末まで（＝3 カ月）を対象として検討する。
- ・これらのいずれかに大きな変化がある場合、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について追加的に質問する。さらに、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して継続企業の前提に関して適切に開示されているかどうかを検討する。なお、この場合、少なくとも、経営者の評価については当四半期末の翌日から 1 年間、対応策は翌四半期会計期間末まで（＝3 カ月）を対象として検討する。

（(2)について）

- ・経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について追加的に質問する。さらに、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して継続企業の前提に関して適切に開示されているかどうかを検討する。なお、この場合、少なくとも、経営者の評価については当四半期末の翌日から 1 年間、対応策は翌四半期会計期間末まで（＝3 カ月）を対象として検討する。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・短答式試験の知識を思い出してください。
- ・とにかくずっと質問ですが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、四半期財務諸表において継続企業の前提に関する注記が必要となることから、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施することを通じて、当該注記の適否について検討することになります。

＜Q8-7＞ 四半期レビューにおける結論の報告について、四半期レビュー報告書の記載事項を示した法令基準集上の規定を指摘しなさい。なお、指定国際会計基準や修正国際基準について念頭に置く必要はない。

また、情報提供として記載される区分に関して、年度の監査報告書における取扱いとの違いについて、簡潔に述べなさい。（重要）

【解答例】（P297～P303）

（法令基準集の規定について）

- ・ 四半期レビュー報告書の記載事項を示した法令基準集上の規定は、**監査証明府令第4条第1項第3号、第17項～第22項**である。

（情報提供として記載される区分に関して、年度の監査報告書との違いについて）

- ・ 年度の金融商品取引法に係る監査報告書には、監査上の主要な検討事項の記載が行われるのに対して、**四半期レビュー報告書には監査上の主要な検討事項の記載は行われない**という違いがある。
- ・ さらに、年度の監査報告書においては、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識とその他の記載内容との間に重要な相違があるか否かにかかわらず、「その他の記載内容」区分を設けて所定の事項（P219 参照）を記載するのに対して、**四半期レビュー報告書においては、重要な相違があった場合にその他の記載内容の修正が必要であるにもかかわらず、経営者が修正しない場合にのみ、「その他の事項（説明事項）」区分に当該重要な相違の内容を記載する**（P236(5)13(4) 参照）という違いがある。

㊦ **ワンポイントアドバイス！**

- ・ テキストの暗記を最小限にするために、上記の府令の規定の存在を暗記し、条文の引き方を必ずマスターしましょう。
- ・ 監査証明府令第4条第1項第3号は「継続企業の前提に関する注記」を意味しています。
- ・ 念のための知識の確認ですが、四半期レビューは金融商品取引法に存在する制度であり、上場企業について実施されています。したがって、四半期レビューが実施される企業の年度の監査報告書には、（金融商品取引法を前提としますので）監査上の主要な検討事項が記載されます。
- ・ **四半期レビュー基準が改正されておらず、四半期レビュー報告書上「その他の記載内容」区分という区分がありません。**そこで、「その他の記載内容」区分ではなく、**追記情報の「その他の事項」区分に記載することになります**（P302(5)の(4)、P303(※1)①参照）。参考までに、年度においても、令和2年度監査基準改訂前は、追記情報の「その他の事項」区分として取扱われていました。

＜Q8-8＞ 内部統制監査の目的について、内部統制の基準（企業会計審議会）にしたがって述べなさい。（最も重要）

【解答例】（P311）

- ・ 経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を示した内部統制報告書に対する財務諸表監査の監査人による監査、すなわち**内部統制監査の目的は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の有効性の評価結果を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人自らが入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。**
- ・ **内部統制報告書が適正である旨の監査人の意見は、内部統制報告書には、重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。**

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ 内部統制監査も、財務諸表監査と同じく主題情報の適正性について積極的形式で意見を表明するものであることから、目的の規定ぶりは類似しています（P22 と対比のこと）。いずれも合理的な保証を得なければならないという点でも同じです。
- ・ 上記の後段の記載からも、開示すべき内部統制の不備があることから財務報告に係る内部統制は有効ではないとする内部統制報告書を適正と認める余地があることが分かります（論文対策問題集 5-2-2 参照）。

＜Q8-9＞ ＜Q8-8＞の目的の違いから、内部統制監査と財務諸表監査において、①主題、②主題情報、③主題情報の適否を判断する一定の規準がどう異なるか、明らかにしなさい。（重要）
なお、内部統制監査との比較の観点から財務諸表監査は適正表示の枠組みを前提とする。

【解答例】（P22、P311、P338）、論文対策問題集 5-2-1

- ・ 財務諸表監査では、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況（①主題）が表明された財務諸表（②主題情報）が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（③一定の規準）に準拠して適正に表示しているかどうかについて意見を表明するのに対して、
- ・ 内部統制監査では、企業の**財務報告に係る内部統制の有効性**（①主題）の評価結果が表明された**内部統制報告書**（②主題情報）が、一般に公正妥当と認められる**内部統制の評価の基準**（③一定の規準）に準拠して適正に表示しているかどうかについて意見を表明する、という違いがある。

◎ワンポイントアドバイス！

内部統制監査においても、①内部統制監査の計画の策定、②内部統制監査の実施、③内部統制監査の意見の形成という流れは年度の財務諸表監査と同じです。

＜Q8-10＞内部統制監査は、原則として同一の監査事務所の同一の業務執行社員によって、財務諸表監査と一体となって行われるものである。そこで、次の問いに答えなさい。

- (1) 財務諸表監査と一体となって行われる、というのはどういうことか、具体的に説明しなさい。
- (2) ①財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の定義を述べるとともに、②仮に期末日に当該不備があり内部統制報告書において財務報告に係る内部統制は有効ではないとされた場合、財務諸表監査に一般的にどういった影響があると考えられるか、具体的に述べなさい。
(重要)

【解答例】(P312、P317、P321、P326、P335)、論文対策問題集 2-4-5、5-2-3③

(1)について)

- ・監査人は、**内部統制監査において実施する内部統制の有効性の経営者による評価の検討を通じて、経営者が整備し運用する財務報告に係る内部統制の状況を理解するとともに、監査人自ら抽出したサンプルを自ら検証すること等(※)を通じて内部統制の運用状況について経営者が行った評価の結果を裏づける。**
- ・つまり、監査人は内部統制監査を通じて、企業の財務報告に係る内部統制を理解し、当該内部統制の整備状況及び運用状況についての監査証拠を入手する。
- ・そこで、**監査人はこれらの監査証拠を、財務諸表監査において入手すべき内部統制システムの理解のためのリスク評価手続の監査証拠、あるいは、内部統制の運用状況を評価するための運用評価手続の監査証拠(に流用して財務諸表監査の監査証拠)として利用する。**また、財務諸表監査の過程で入手した監査証拠を内部統制監査の監査証拠として利用することもある。
- ・このように、財務諸表監査と一体となって内部統制監査が行われるとは、**同一の監査証拠をそれぞれの監査において相互利用すること**を通じて、全体として効果的かつ効率的な監査を実施することが可能となることを意味している。
- ・そのためには、設問のとおり、内部統制監査は、原則として同一の監査事務所の同一の業務執行社員によって行われる必要がある。

(2)について)

- ・①について、開示すべき重要な不備とは、**財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備**をいう。
- ・②については設問のとおり、評価日である期末日時点において、開示すべき重要な不備があれば財務報告に係る内部統制は有効ではないこととなる。このように、内部統制報告書において財務報告に係る内部統制は有効ではないとされた場合、開示すべき重要な不備が関係する取引種類、勘定残高又は注記事項(アサーション)については、**内部統制に依拠した通常の試査による財務諸表監査は実施できない**と考えられる。
- ・そこで、開示すべき重要な不備が関係する取引種類、勘定残高又は注記事項(アサーション)については内部統制に依拠しないことから**発見リスクを低くするために、より適合性と証明力が高い手続を選択する、期末日により近い時期あるいは期末日を基準日とし手続を実施する、より広範に実証手続を実施するなどの影響がある**と考えられる。
- ・なお、内部統制監査報告書にも、開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響を追記しなければならないとされている。

㊦ワンポイントアドバイス！

- ・(※)について、内部統制の運用状況を評価する手法としては、上記の監査人自ら抽出したサンプルを自ら検証することのほか、P321(※2)のとおり、経営者(内部監査人)による作業結果の一部について検証したうえで、当該作業結果を監査人自らの監査証拠として利用することもできます。
- ・上場会社の内部統制評価報告制度において、企業は財務報告に係る内部統制を整備運用し、その状況を自ら評価し内部統制報告書を作成することが必要ですが、実際にこれらの実務を担っているのは経営者ではなく、内部監査室の**内部監査人**です。
- ・つまり、**内部統制監査においては、他者の利用として、内部監査人の作業結果を利用**しています。内部統制監査においては、経営者による作業結果の利用＝内部監査人の作業結果の利用、と読み替えて理解してください(P154、P155)。
- ・なお、開示すべき重要な不備は過去数度論文式試験に出題されていますので、出題可能性は高くないと思われます。内部統制の開示すべき重要な不備によって実際に虚偽表示が発生したかどうかではなく、**発生する可能性と発生した時の影響の度合い(重要性)によって定義**されている点は念のため確認しておいてください(固有リスクと考え方が似てますね。)

＜Q8-11＞一般的な事業会社を念頭に、経営者が内部統制評価報告制度上評価対象とすべき財務報告に係る内部統制の評価範囲の決定の考え方と、一般的な評価範囲について述べなさい。（重要）

【解答例】（P312、P315、P334）、論文対策問題集 5-2-3①

- ・内部統制の評価範囲は、**トップダウン型のリスク・アプローチ**の考えによって決定する。すなわち、内部統制の有効性を評価するにあたっては、**連結ベースでの全社的な内部統制の評価を行い、その結果を踏まえて、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を（絞り込んで）評価する。**
- ・したがって、一般的な事業会社においては、一般的に次のように評価範囲を決定する。
まず、①**全社的な内部統制及び全社的な観点から評価することが適切な決算・財務報告プロセス**は、持分法適用関連会社を含め、**原則として全ての事業拠点について評価する。**
次に、**全社的な内部統制が有効であれば、②重要な事業拠点（※）における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスは、原則として、全てを評価の対象とする。**
さらに、③**財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価対象に追加する。**

◎**ワンポイントアドバイス！**

- ・内部統制の評価は**連結ベース**で行うことを改めて確認しましょう。
- ・上級講義を受講されていた方は13回目配布の（図D）を参照。
- ・内部統制監査における拠点とは、子会社、持分法適用会社、営業所、支店などをいいます。
- ・重要な事業拠点とは、一般的に売上高の金額の高い拠点から合算し、**連結売上高全体の一定割合（例えば、概ね3分の2程度）に達するまでの拠点をいいます。**

＜Q8-12＞我が国の内部統制評価報告制度においては、いわゆるダイレクト・レポーティングは採用されていない。

- (1) このように判断できる根拠について、内部統制監査報告書の記載内容から説明しなさい。
- (2) 仮にダイレクト・レポーティングが採用されたとすると、監査意見の区分の記載について、現状の内部統制監査報告書の記載からどのように変わると想定されるか、財務報告に係る内部統制は有効であることを前提として、具体的に説明しなさい（被監査会社をA株式会社、評価日は2023年3月31日とする。）。（(1)は重要）

【解答例】（P324、P334）、論文対策問題集 5-2-3②

（(1)について）

- ・我が国の内部統制監査報告書における監査意見（監査人の意見）の区分には、「**内部統制報告書における経営者の評価結果**」を記載することとされ、当該評価結果を表示した「**内部統制報告書**」が一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価結果について、**全ての重要な点において適正に表示していると認められるかどうか**」について意見を表明するものとされる。
- ・このように、我が国の内部統制評価報告制度上、**経営者が財務報告に係る内部統制を整備運用し、その有効性について自ら評価した結果を内部統制報告書として作成しなければならない**。そのうえで、監査人は、自ら直接的に内部統制の有効性を評価するのではなく、**内部統制報告書における経営者の評価方法や評価結果の妥当性も含めて内部統制報告書の記載内容が適正かどうかについて監査を実施する**。
- ・したがって、監査人は内部統制の有効性について直接意見を表明するものではないことから、我が国ではいわゆるダイレクト・レポーティングは採用されていないと判断される。

（(2)について）

- ・現状の内部統制監査報告書においては、「当監査法人は、A株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」という内容の記載を行う。
- ・仮に、ダイレクト・レポーティングが採用されたとすると、**内部統制の有効性について監査人が直接意見を表明することになることから、「当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、『A株式会社の2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効に運用されている』と判断した。」**といったような記述に変わると想定される。

＜Q8-13＞特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査報告書について、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査報告書に加えて記載が求められる事項を、簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】（P348）

- ・設問の場合、監査人は、**【監基報】800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」.12、13**に規定の事項を記載しなければならない。
- ・併せて、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが**適切であると判断する場合**には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならない（**【監基報】800.14**）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査を行うためには、当該特別目的の財務報告の枠組みが監査人にとって受入可能かどうかを判断しなければならないのでした（**【監基報】800.7、【監基報】210「監査業務の契約条件の合意」.4(1)**）。
- ・受入可能性については、＜Q3-1＞も確認しておいてください。
- ・特別目的の財務報告の枠組みについては、＜Q2-7＞も確認しておいてください。

セクション9 制度論その他

＜Q9-1＞法令違反等事実とは何か述べなさい。そのうえで、我が国の法制度上、法令違反等事実を監査人が発見した場合に課されている義務の内容について、その意義とともに説明しなさい。
(重要)

【解答例】(P362)、論文対策問題集 6-1-2

(法令違反等事実の定義と発見時の義務の内容について)

- ・法令違反等事実とは、**法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実**をいう(金商法 193 の 3①)。
- ・当該規定は、**金融商品取引法**上の上場企業等の監査を行う監査人に課せられる義務である。
- ・法令違反等事実を発見した場合、監査人には次の対応が求められる。
 - (1) 当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の**適切な措置をとるべき旨**を、遅滞なく、被監査会社に対して**書面で通知**しなければならない(金商法 193 の 3①)。
 - (2) 上記の通知を行って一定の期間が経過したが、①**被監査会社が必要な措置をとらずに**、②**法令違反等事実が財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれ**があり、③**監査人が当該重大な影響を防止するために必要があると認めるときには**、事前に被監査会社に当局に申し出を行う旨を**書面で通知**のうえ、当局に意見を申し出する必要がある(金商法 193 の 3②)。

(意見を申し出する意義について)

- ・上記のとおり、法令違反等事実を発見し一定の状況にある場合、監査人に対して当局に対する意見の申し出を義務付けすることには、次の意義があるとされている。
 - ① **被監査会社との馴れ合いを解消して監査人の独立性を強化する**というように、**監査の実効性をさらに強化する**という意義がある。
 - ② 被監査会社が自主的な是正措置を講じることによる**適正な財務諸表の開示を促進する**というように、**開示の実効性を強化する**意義がある。

☞ワンポイントアドバイス！

- ・法令基準集の**監査証明府令第7条、第9条**も参照してください。監査証明府令第7条、第9条でいう「法」とは金融商品取引法のことです。
- ・短答式試験でも出題されたとおり、法令違反等事実は発見してただちに当局に申し出しなければならないわけではなく一定の条件(3つ)があります。併せて確認しておきましょう。
- ・法令によって申し出が**義務**とされていますので、**当然にして守秘義務は解除**されます。

＜Q9-2＞日本公認会計士協会が定める倫理規則において規定されている基本原則を列挙するとともに、この基本原則を遵守するために採用されているアプローチの「名称」とその内容について、簡潔に述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P385、P386)、論文対策問題集 6-3-5 (→表現が以下のとおり変更となっているので注意)

- ・基本原則とは、①**誠実性の原則**、②**客観性の原則**、③**職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則**、④**守秘義務の原則**、⑤**職業的専門家としての行動の原則**をいう(【監基報】900「監査人の交代」.A1)。
- ・この基本原則を遵守するために採用されているアプローチとは、「**概念的枠組み**」である。
- ・「概念的枠組み」とは、基本原則の遵守に対する**阻害要因を識別及び評価**し、当該阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合には、阻害要因を除去するか、又はセーフガードを適用して許容可能な水準にまで軽減して**対処**するという考えである(【監基報】900.A1)。もし、このような対処ができない場合には、専門業務を提供してはならず、専門業務を辞退又は終了させる必要がある。

☞ワンポイントアドバイス！

- ・出題はまずないと思いますが、意外な場所に規定がありますので覚えておいてください。
- ・「概念的枠組み」はまさに**リスク・アプローチ**と同じ考えです。
- ・【監基報】200.A14 でもよいですが、こちらには「概念的枠組み」の規定がありません。

セクション 10 監査法人の品質管理（ISQM 関連の改正）～令和 3 年度品質管理基準、品基報 1「監査事務所における品質管理」～（2023 年上級テキスト未掲載）

- ＜Q10-1＞我が国では令和 3 年度における品質管理基準の改訂によって、監査事務所における品質マネジメント・アプローチが新たに導入された。そこで、
- (1) 監査事務所における品質管理システムの整備・運用にもリスク・アプローチの考えが取り入れられた。その内容について簡潔に説明しなさい。
 - (2) 監査事務所における品質管理の方針及び手続の整備（デザインと適用）について、従来の品質管理基準と改訂後の品質管理基準における考え方の違いについて説明しなさい。

【解答例】

（リスク・アプローチに基づく監査事務所の品質管理システム（リスク評価プロセス））

- (1) リスク・アプローチに基づく品質管理システム（【品基報】1「監査事務所における品質管理」.16(24)）の整備・運用とは次のことを意味している。
 - ・①監査事務所自らが、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、②当該品質目標の達成を阻害するリスクを品質リスクとして識別して評価を行い、③評価した品質リスクに対処するための方針及び手続を定め、これを実施することをいう（【品基報】1.8、23、24、25、26 参照）。

（リスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備方法）

- (2) 監査事務所における品質管理の方針及び手続の整備（デザインと適用）について、従来の品質管理基準と改訂後の品質管理基準における考え方は次のように異なっている。
 - ・従来はあらかじめ定められた一定の品質管理の方針及び手続の整備が求められていた。
 - ・しかしながら、従来の方法ではあらかじめ定められた方針及び手続だけを定めたらいとといった誤解や積極的に品質管理に取り組もうとする主体性の欠如を生じさせるおそれがあった。また、経済社会や監査事務所の状況の変化に応じて方針及び手続が適時適切に見直されないおそれもあった。さらに、監査事務所における最高責任者のリーダーシップの発揮や品質管理への積極的な関与を阻害させるおそれもあった。
 - ・そこで、改訂後の品質管理基準においては、(1)のとおりリスク・アプローチの考えを導入し、監査事務所自らが、品質目標を設定し、品質リスクを識別して評価し、またそれを受けて品質リスクに対処するための対応を方針及び手続としてデザインし適用することとされ（【品基報】1.23）、原則として品質管理の方針及び手続は監査事務所自らが考え主体的に整備するものとされた。これによって、監査事務所が、最高責任者のリーダーシップのもと経済社会の変化や監査事務所が実施する業務の内容や監査事務所の性質や状況あるいはそれらの変化に応じ（【品基報】1.6 参照）、主体的に品質リスクを管理することで（【品基報】1.7 参照）、より質の高い品質管理が可能になると考えられる。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・法令基準集には品質管理基準は掲載されませんが、品質管理基準を受けた規定が【品基報】1「監査事務所における品質管理」、【品基報】2「監査業務に係る審査」、【監基報】220「監査業務における品質管理」に掲載されています。
- ・特に、今回の改正の目玉である監査法人（監査事務所）の品質管理については、【品基報】1「監査事務所における品質管理」に規定されていますので【品基報】1「監査事務所における品質管理」を活用して品質管理基準の規定の内容を押さえましょう。
- ・(1)の一連の流れを品質管理システムの「リスク評価プロセス」といいます。
- ・品質管理システムは【品基報】1.6 の 9 項目の構成要素から成り立っています。このなかで最も重要なのは「ガバナンス及びリーダーシップ」と考えられています。
- ・従来は監査事務所が整備すべき品質管理の方針及び手続自体が品質管理基準に定められていましたが、改訂後は最低限定めるべき品質目標とリスク・アプローチの考えが定められ、リスク・アプローチに基づき原則として自らが主体的に品質管理の方針及び手続を定めることとされました（ただし、【品基報】1.F30-2JP、F31-2JP～4JP、F32-2JP、34、F34-4JP、62JP、63JP などの一定の例外があります）。

＜Q10-2＞ 令和３年度改訂品質管理基準をもとに、(1)監査事務所が必ず設定しなければならない品質目標を品質管理システムの項目（「リスク評価プロセス」並びに「モニタリング及び業務改善」は除く。）ごとに列挙するとともに、(2)監査事務所は品質管理システムの目的を達成するにあたっては(1)の品質目標を設定すれば十分であるといえるか述べなさい。

【解答例】

- (1) 品質管理システムの項目（【品基報】1.6）ごとに監査事務所が必ず設定しなければならない品質目標（【品基報】1.16(17)）はそれぞれ次のとおりである。
- ① 「ガバナンス及びリーダーシップ」については【品基報】1.28 のとおり。
 - ② 「職業倫理及び独立性」については【品基報】1.29 のとおり。
 - ③ 「契約の新規の締結及び更新」については【品基報】1.30 のとおり。
 - ④ 「業務の実施」については【品基報】1.31 のとおり。
 - ⑤ 「資源」については【品基報】1.32 のとおり。
 - ⑥ 「情報と伝達」については【品基報】1.33 のとおり。
 - ⑦ 「監査事務所間の引継」については【品基報】1.61JP のとおり。
- (2) 監査事務所は上記(1)の品質目標を設定すれば十分であるとはいえず、品質管理システムの目的、すなわち、すべての監査業務において監査の基準及び法令等にしがたって監査業務を実施し、状況に応じた適切な監査報告書を発行するという目的（（【品基報】1.14））を合理的に保証し達成するために監査事務所が必要と定めた品質目標を設定しなければならない（【品基報】1.8(1)）。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・設問のとおり、「リスク評価プロセス」並びに「モニタリング及び業務改善」についてはその性質上品質目標を設定するとはされていません（すなわち、品質目標を設定する必要があるのは品質管理システム9項目のうち7項目です。）。
- ・上記解答のとおり、必ず設定しなければならない品質目標については【品基報】1 にそれぞれ列記されていますので暗記は不要です。

以上